

# 第1章

## 計画の趣旨について



横須賀市立岩戸小学校6年 上田 純菜さん  
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞  
(学校名、学年は平成22年度)

---

# 1 計画策定の目的

私たちの住む地球は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)などの温室効果ガスにより、動植物にとって住みよい大気温度に保たれてきました。しかし、産業革命以降の化石燃料の使用量の増大に伴い、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇が進行しています。

こうした地球温暖化の影響によって、海水の膨張や氷河などの融解による海面の上昇や気候メカニズムの変化による異常気象が頻発する恐れがあり、生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

地球温暖化対策については、1990年代以降国際的にさまざまな取り組みが行われ、世界各国で温室効果ガス排出量の削減が大きな命題となっています。我が国においても国を挙げて取り組むべき課題となっており、現在では、地方公共団体による実効性のある施策が次々と実施され、地球温暖化対策における地方公共団体の果たす役割の重要性は高まりつつあります。

こうした状況から、本市においても地球温暖化対策を地域において推進していくにあたり、短期的な視点だけではなく、将来の横須賀市を見据え、次世代を担う子どもたちにより良い横須賀市の環境を引き継いでいくため、市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的、かつ、効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的として、本計画を策定しました。

## 2 計画策定の経緯

国では、1997年(平成9年)12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で合意した温室効果ガス削減のための国際的な約束である「京都議定書<sup>\*1</sup>」の確実な目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>\*2</sup>(以下、「温対法」という。)」を1998年(平成10年)10月に制定しました。

また、「京都議定書<sup>\*1</sup>」が2005年(平成17年)2月に発効したことから、国はこの「温対法」を2008年(平成20年)6月に改正し、都道府県並びに特例市以上の指定都市に対し、区域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定を義務づけました。

本市においても、この「温対法」に基づき、2001年(平成13年)3月に市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減のための計画として「横須賀市地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」という。)」を策定し、2007年(平成19年)3月には、市域における温室効果ガス排出量削減を目指し、総合的、かつ、計画的に地球温暖化対策を推進するための計画として「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画(以下、「地域推進計画」という。)」を策定しました。

さらに、新エネルギーについては、市の公共施設への積極的導入と市域における普及啓発を図っていくための計画として「横須賀市新エネルギービジョン(以下、「新エネルギービジョン」という。)」を2004年(平成16年)2月に策定し、それぞれを上位計画である「横須賀市環境基本計画」の地球温暖化対策の分野別計画として位置付け、施策や取り組みを進めてきました。

こうした状況の中、改正された「温対法」に基づき、本市の地球温暖化対策に関する計画の体系を見直すとともに、分かりやすい計画とするため、これら3つの計画を統合し、本計画を策定しました。

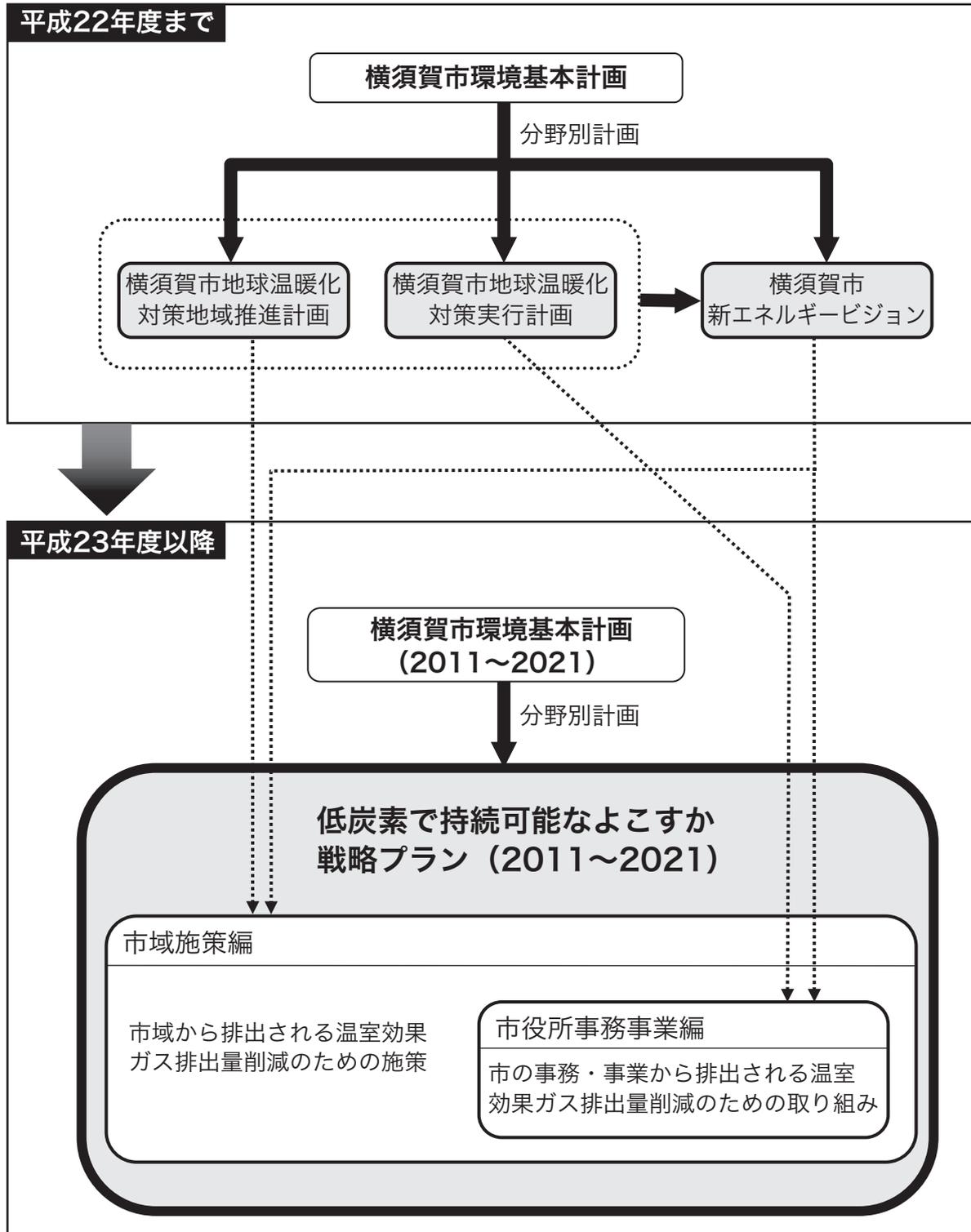
### 【用語解説】

<sup>\*1</sup> 京都議定書：1997年(平成9年)12月京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、2005年(平成17年)2月に発効。2007年(平成19年)12月現在の締約国数は、172カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年(平成10年)4月28日に署名、2002年(平成14年)6月4日に批准。先進締約国に対し、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)の第1約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)比で、平均5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。

<sup>\*2</sup> 地球温暖化対策の推進に関する法律：「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年(平成10年)10月の参議院本会議で可決され、公布された。温暖化防止を目的とし、京都議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年(平成2年)比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や役割を明らかにしたものである。

なお、本計画では、これまでの「地域推進計画」で担ってきた部分を「市域施策編」（本計画の第4章）とし、また、「実行計画」で担ってきた部分を「市役所事務事業編」（本計画の第5章）として位置付けます。

図1-1 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」の概念図



## 3 計画策定の背景

### (1) 国および神奈川県の方針

#### ①国の方針

国では、1998年(平成10年)10月に、「京都議定書<sup>※1</sup>」の約束達成のため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や役割などを明らかにした「温対法」を制定しました。

また、この「温対法」に基づいた計画として、2005年(平成17年)4月に「京都議定書目標達成計画<sup>※3</sup>」を閣議決定し、さまざまな取り組みが実施されてきました。

なお、「温対法」は2008年(平成20年)6月に改正され、都道府県および政令指定都市、中核市、特例市に温室効果ガスの排出の抑制などのための計画を策定することのほか、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、排出抑制のための指針の策定などが義務づけられました。

#### ②神奈川県の方針

神奈川県では、2003年(平成15年)に策定した「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」を2006年(平成18年)に見直し、「2010年(平成22年)の県内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)総排出量を1990年(平成2年)の水準まで削減する」との目標を掲げ、これまでさまざまな地球温暖化対策を進めてきました。しかし、県域における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は増加を続け、一層の温暖化対策の強化が必要な状況にあることから、地域特性を踏まえ実効性のある制度などを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例<sup>※4</sup>」を2009年(平成21年)に制定しました。

さらに、この条例に基づき、「神奈川県地球温暖化対策計画」を2010年(平成22年)3月に策定し、温室効果ガス削減の中期目標として2020年(平成32年)の県内の温室効果ガス総排出量を1990年(平成2年)比で25%削減する目標を掲げています。

#### 【用語解説】

※1 京都議定書：3ページ参照

※3 京都議定書目標達成計画：2005年(平成17年)4月に閣議決定され、京都議定書で日本に課せられた温室効果ガス6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案したもの。

※4 神奈川県地球温暖化対策推進条例：2009年(平成21年)10月に施行し、地域特性を踏まえた実効性のある制度として、大規模事業者に対する「事業活動温暖化対策計画書制度」などが盛り込まれた条例。

## (2) 地球温暖化とは

地球温暖化対策に関する取り組みは、国際社会においても重要なテーマとなっています。1992年(平成4年)には、温室効果ガス濃度の安定化を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が締結され、1994年(平成6年)に条約が発効されました。

1997年(平成9年)に行われた「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」では、先進締結国が温室効果ガス排出量の削減を約束した「京都議定書<sup>\*1</sup>」が採択され、日本はこの中で2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の第1約束期間に温室効果ガス排出量を「1990年(平成2年)レベルから6%削減する」ことを約束しました。

また、現在では、「京都議定書<sup>\*1</sup>」終了後の国際的な取り決め(次期枠組み)について協議が進められています。2009年(平成21年)12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された「気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)」では、次期枠組みに向けたコペンハーゲン合意が作成され、「コペンハーゲン合意に留意(Take note)する」という決定が採択されました。

日本はこの中で、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築および意欲的な目標の合意を前提として、2020年(平成32年)までに1990年(平成2年)比で温室効果ガス排出量を25%削減するという内容を条約事務局へ提出しました。

なお、2010年(平成22年)12月にメキシコ・カンクンで開催された「気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)」では、「アメリカを含む先進国が提出した削減目標や途上国の自主的な削減行動について留意する」などとした「カンクン合意」が採択され、「京都議定書<sup>\*1</sup>」の次期枠組みを作るための足がかりとなることが期待されています。

このように国内外において急速に対策が進められている地球温暖化問題は、1990年代からその認識が世界的に広がり、現在では、最も重要な環境問題の一つとなっています。

現在、世界各国の研究機関が地球温暖化の原因について検証を行い、20世紀半ば以降の地球温暖化は人為起源の温室効果ガスの増加によるものとされているところです。今日の地球温暖化の現象は確実に顕著になってきており、地球上のあらゆる地域に多大な影響を及ぼす恐れがあるといわれています。

1906年(明治39年)から2005年(平成17年)の100年間では、世界の平均気温が0.74°C上昇し、近年になるほど気温上昇が加速しているという研究結果も発表されています。

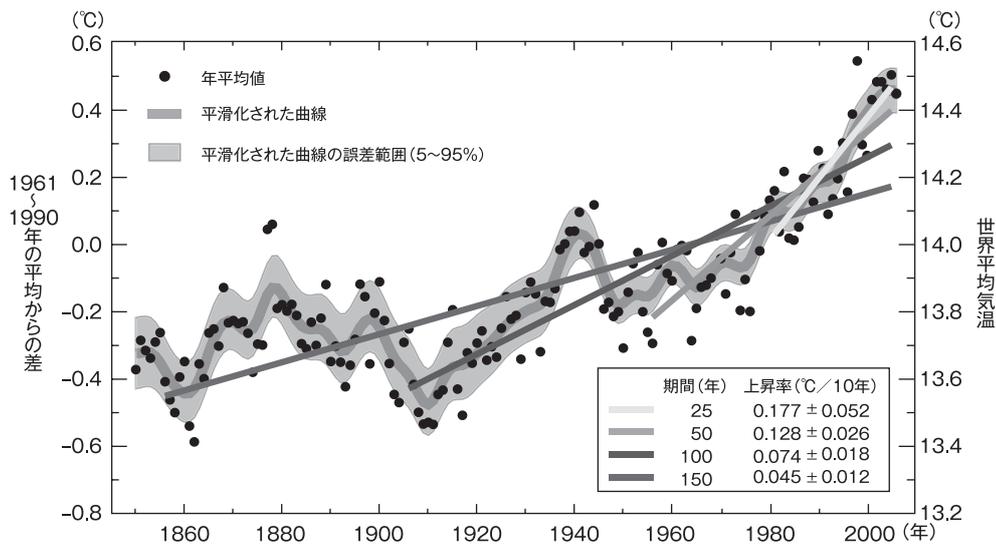
なお、日本の平均気温はこの100年間で約1.13°Cの割合で上昇し、特に1990年代以降で高温の年が多く、平均気温の上昇が気象庁から報告されています。

### 【用語解説】

<sup>\*1</sup> 京都議定書：3ページ参照

地球温暖化をもたらす温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン類<sup>※5</sup>(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>)などを言います。これらのガスは、太陽光により暖められた地面の地表面から放射する熱を吸収し、大気を暖めます。現在の地球の平均気温は14°C前後ですが、もしも大気中に温室効果ガスがなければ、-19°C程度になるといわれています。

図1-2 世界の平均気温の推移



出典：「STOP THE 温暖化 2008」(2008年、環境省)

温室効果ガスは生物が生きるためには不可欠なものです。産業革命以降、人間の活動によって二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの排出を急速に増加させてしまったことで温室効果が強くなり、地球の温度が上昇しています。

地球温暖化は、気温や海面の上昇、降雨などの気候要素の変化を受けて、異常気象や生態系への影響を及ぼすほか、食料や水など私たちの生きる社会にも大きく関わる影響を引き起こすといわれています。日本では、気温上昇に伴う猛暑日や熱帯夜の増加、海面上昇による高潮などの被害や海岸侵食、さらに生態系や農業などへの影響も懸念されます。

【用語解説】

※5 代替フロン類：オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)などを指す。

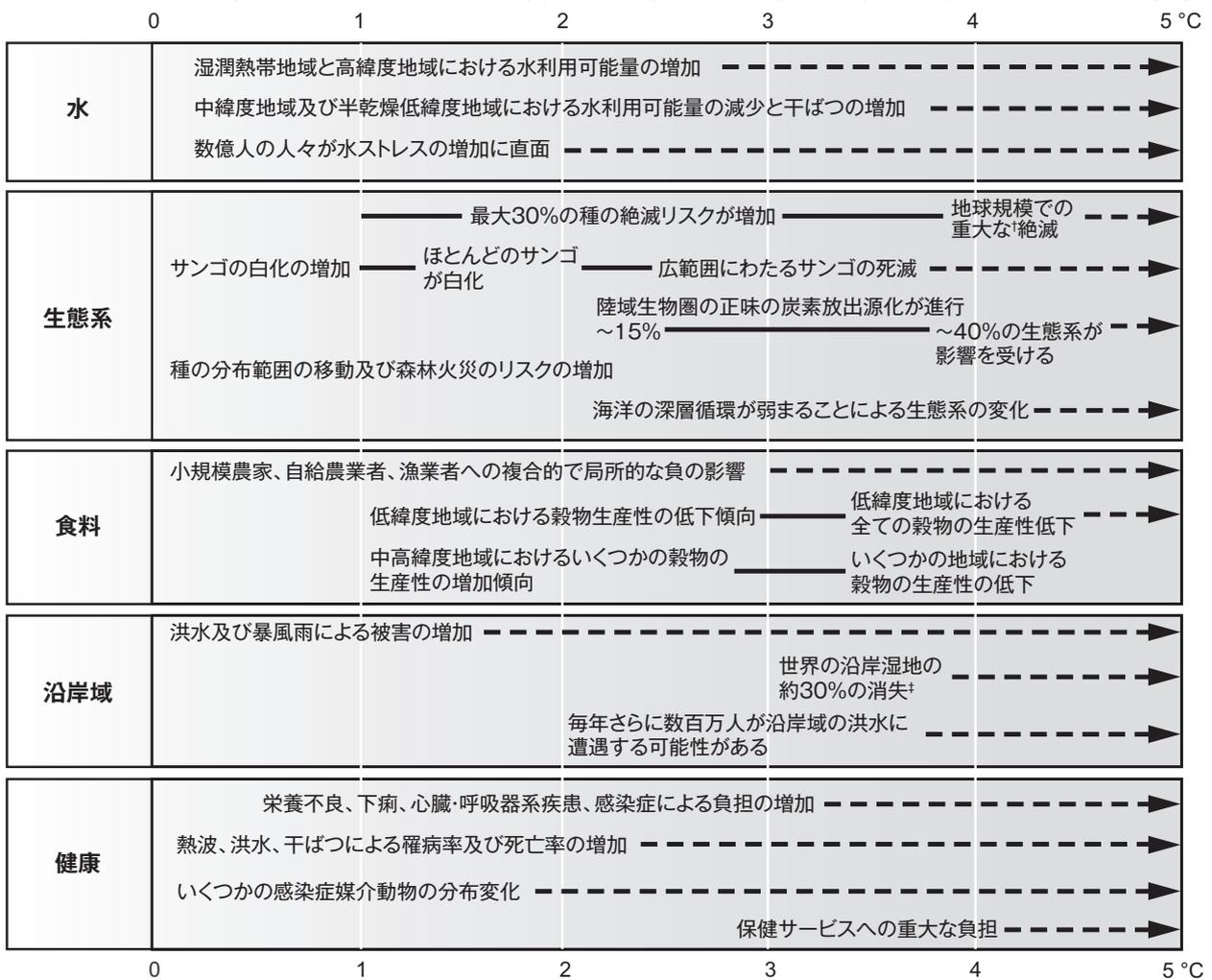
【参考1】IPCC 第4次報告書

最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言を行っている国際機関であるIPCC(気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change)では、2007年(平成19年)に気候変動に関する最新の科学的知見をまとめた第4次報告書を発表しました。この報告書では、20世紀半ば以降の地球温暖化は、人為起源(人間の活動)の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高く、地球上のあらゆる地域に多大な影響を及ぼす恐れがあるとも伝えています。

【参考2】地球温暖化の原因について

地球温暖化の原因については、人為起源による温室効果ガスの増加が原因とする説が一般的となっていますが、自然起源の周期的な気候の変化が原因であり、人為起源によるものではないとする説もあります。

図1-3 1980年(昭和55年)～1999年(平成11年)に対する世界年平均気温変化とその影響(°C)



†「重大な」はここでは40%以上と定義する ‡ 2000年から2080年までの海面水位平均上昇率4.2mm/年に基づく

出典：温暖化の観測・予測および影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」  
(2009年10月、文部科学省 気象庁 環境省)

## 4 計画の位置付け

### (1) 計画の性格と役割

本計画は「横須賀市環境基本計画」の分野別計画として位置付けていた「地域推進計画」、「実行計画」、「新エネルギービジョン」の3つの計画を統合し、市域および市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を図るための総合的な計画としています。

### (2) 計画の位置付けと他計画との関係

本計画は、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)(以下、「環境基本計画」という。)」の地球温暖化対策分野における分野別計画として位置付け、さらに、同じく「環境基本計画」の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」と連携、調整を図りつつ、「環境基本計画」に掲げている地球温暖化対策分野の基本目標の達成に寄与する計画とします。

図1-4 計画と法律・条例・市の総合計画などとの関係(位置付け)

